

知的財産高等裁判所の概要

東京高等裁判所知の財産部長官代行 篠原勝美

Katsumi Shinohara

過去半世紀余に及ぶ東京高裁知財部の歴史は、平成17年4月1日に東京高裁の「特別の支部」としての知的財産高等裁判所がスタートすることにより、新たな1ページを飾ることになる。新時代にふさわしい充実した利用しやすい司法を実現するため、司法制度改革審議会意見書をベースに足掛け6年にわたって続けられてきた一連の司法改革は、平成16年度中に基本的な枠組みの制度設計を終え、実施段階に入った。その中にもあっても、国民的レベルでの本格的な議論が始まってからわずか2年前後で、裁判所法とは別の単行法により設置された知的財産高等裁判所は、知的財産の保護に関し司法の果たすべき役割の大きさを物語るものであり、一つの歴史的、画期的な出来事というべきであろう。以下、知的財産高等裁判所の概要について、若干の問題点の検討と展望を試みるが、意見にわたる部分はもとより私見にとどまるものであることをお断りしておく。

1 東京高裁知財部の沿革

東京高裁知財部の沿革をたどると、戦後、抗告審判と大審院に対する上告の制度を定めていた大正10年特許法が改正されて、昭和23年7月、東京高裁を専属管轄とする審決取消訴訟制度が定められ、昭和25年11月、審決取消訴訟事件と知財関係控訴事件を集中的に取り扱う第5特別部が創設され、裁判所法57条に基づく裁判所調査官も配置された。米国プロパテント政策の象徴としてしばしば引用される米国連邦巡回控訴裁判所（以下「CAFC」という）の設立（1982年）よりさかのぼること実に32年も前に、同裁判所では取り扱わない著作権や不正競争防止法違反等を含むすべての知財事件について専門的处理態勢が出来上がっていたことになる。その後、昭和33年2月末に第5特別部が知財部を離れ、同年3月に第6民事部、昭和34年12月に第13民事部、昭和60年1月に第18民事部、平成14年4月に第3民事部が相次いで知財部となったが、この間、特許部、工業所有権部あるいは

知的財産権部などと通称されることはあっても、正式名称は「民事部」のままであった。それが平成16年4月1日の機構改革により、民事通常部から独立して「知的財産部」に名称変更され、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎17階にある部屋の並び順に、第3民事部が知的財産第1部に、第13民事部が知的財産第2部に、第6民事部が知的財産第3部に、第18民事部が知的財産第4部にそれぞれ表示変更されるとともに、5人の裁判官による大合議事件を取り扱う第6特別部（知的財産大合議部）が新設された。これらは、知的財産高等裁判所の通常部（第1部ないし第4部）と特別部として移行する予定である。

2 知的財産高等裁判所の設置に至る経緯

1 知的財産重視の国家政策

平成13年6月に公表された司法制度改革審議会意見書は、国民の期待に応える民事司法制度の改革の一つの柱として、「知的財産権

関係事件への総合的な対応強化」を掲げ、「知的財産権関係訴訟事件の充実・迅速化については、各国とも知的財産をめぐる国際的戦略の一部として位置付け、これを推進するための各種方策を講じているところであり、我が国としても、こうした動向を踏まえ、政府全体として取り組むべき最重要課題の一つとしてこの問題を位置付ける必要がある」ことを指摘した上、知的財産に関する事件の審理期間をおおむね半減させることを目標として、東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるほか、東京・大阪両高等裁判所の専門的処理態勢の強化についても検討を加え、必要な措置を講じるべきことを提言した。いわゆるバブル崩壊後、産業経済の低迷が続く中で、わが国においても、知的財産を国家的な規模で保護、活用して日本経済の再生を目指すことが必要であるとの認識が醸成されて、内閣に知的財産戦略会議が置かれ、平成14年7月、知的財産戦略大綱を決定し、「知的財産立国」の名の下に、実質的な「特許裁判所」機能の創出のほか、審判制度等の改革、管轄の集中、専門家参加の拡大、証拠収集手続の拡充などの課題を提示した。これを受け、知的財産政策の基本方針を定めた知的財産基本法（平成15年3月1日施行）が制定され、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する」国の責務（5条）が明定されるとともに、同じく内閣に知的財産戦略本部が設置され、平成15年7月、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が決定された。同計画には、知的創造サイクル（創造・保護・活用）における保護分野の一環として、紛争処理機能の強化のため、日本経済の国際的な優位性を保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設を図るべきことが課題として掲げられた。

2 特別立法への道のり

これらの課題につき、司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会および知的財産戦略本部の権利保護基盤の強化に関する専門調査

目次

- 1 東京高裁知財部の沿革
- 2 知的財産高等裁判所の設置に至る経緯
- 3 知的財産高等裁判所の性格
- 4 人的態勢
- 5 取扱事件
- 6 審理態勢
- 7 将来の展望

会を中心にして産業界その他国民各層を巻き込んだ真剣な議論が重ねられ、いわゆるアナウンスメント効果などから知的財産高等裁判所を9番目の独立した高裁とする案も検討された。しかし、職分管轄の有無をめぐる周辺的な紛争が増加する可能性があること、関連事件が別々の裁判所に係属する不都合が生じること、地域密着型の事件が多い著作権や不正競争防止法違反の事件について地方在住者に不便であること、専門裁判所の創設は通常裁判所の態勢を充実させる方向で対応強化を図ってきた日本の司法制度の中では異質なものであり、違和感があることなどの問題点が指摘され、最終的には、国民に利用しやすい制度を実現するため、東京高裁内に「特別の支部」として独立性の高い裁判所を設置することに意見の一致を見て、知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号、以下、「設置法」という）が平成16年6月11日に成立し、同月18日に公布され、平成17年4月1日から施行されることとなった（近藤昌昭＝齊藤友嘉『司法制度改革概説2 知的財産関係二法／労働審判法』（商事法務、2004）14頁）。こうした経緯を経た背景事情としては、知的財産基本法が制定され、「知的財産立国」という言葉に象徴されるように、わが国の産業経済を力強く蘇らせ、世界に伍するため、知的財産の創造、保護および活用を図る様々な施策が国家戦略と位置付けられているという現下の大きな潮流があって、最終的な保護の砦である裁判所にかつてないほどの国民的な視線が注がれたことが挙げられよう。設置法1条が、「我が国の経済社会における知的財産の活用

の進展に伴い、知的財産の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う「知的財産高等裁判所を設置することと規定している趣旨は、以上のとおりに理解される。

3 知的財産高等裁判所の性格

1 「特別の支部」としての位置付け

知的財産高等裁判所は、法律によって設置された「特別の支部」（設置法2条柱書）として、通常の高裁支部よりも高い独立性が与えられ、独自の所長（3条2項）、裁判官会議（4条2項）および事務局（5条）を有し、東京高裁の裁判官会議とは別に、知的財産高等裁判所の裁判官会議により、独自の司法行政事務を行うこととされている（4条1項）。裁判所法22条1項に基づいて設置される高等裁判所の支部は、最高裁が、当該高裁の事務の一部を取り扱わせるため、その高裁の管轄区域内に設けるものであって、全国に6高裁支部（名古屋高裁金沢支部、広島高裁岡山支部、同松江支部、福岡高裁宮崎支部、同那覇支部および仙台高裁秋田支部）があり、いずれも土地管轄が一定の範囲に限定され、かつ、原則として、司法行政に関して独自の権能を有さず、当該高裁の裁判官会議から委任を受けた司法行政事務をその委任の範囲内において処理する。これに対し、知的財産高等裁判所は、立法府が、上記立法理由から、裁判所法の特則として特に法律により設置した、知的財産に関する事件に特化した裁判所であって、東京高裁の専属管轄に属する一定の知財事件（特許権等に関する訴えの控訴事件、審決取消訴訟）のほか、著作権や不正競争防止法違反等を含むすべての知財事件を包括的に取り扱い、かつ、専門的な事件処理に密接に関係し、知的財産高等裁判所のみにおいて処理することが相当な一定の司法行政事務（裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、開廷日割等）について、その独自の権限の下で行使することが認められて

おり、通常の高裁支部とは著しく異なった特色を有している。知的財産高等裁判所の判決に対しては最高裁に上告ができること、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官は、東京高裁の裁判官であって、最高裁の指名した者の名簿によって内閣で任命された裁判官の中から、最高裁が定めること、最高裁の司法行政上の監督に服することなどから、通常裁判所の系列に属することは明らかであり、憲法76条2項にいう特別裁判所には当たらない（吉村真幸「知的財産高等裁判所」法教287号2頁）。

2 諸外国の制度との対比

設置法の制定過程の論議においては、諸外国の制度との対比検討も行われたが（大淵哲也ほか「知的財産訴訟制度の国際比較——制度と運用について」別冊NBL81号、定塚誠「知的財産権訴訟の現状と展望」本誌765号28頁）、引用されることが最も多かったCAFCは、著作権等に関する事件は取り扱わず、他方、知財事件以外の様々な特殊事件を取り扱い、知財事件は全体の3割程度といわれており、また、法律審であって、米国連邦最高裁の上告受理が広範な裁量に基づいて行われるため、事実上の最終審と位置付けられ、補助機関として、ロークラークとテクニカル・アシスタントなどが配置されている。ドイツの連邦特許裁判所（1961年設立）や韓国の特許法院（1988年設立）は、わが国の審決取消訴訟に当たるものを取り扱い、前者では技術裁判官が裁判体の構成員に加わり、後者では技術審理官が補助機関として技術面を補佐するが、いずれも侵害訴訟については管轄を有さず、侵害訴訟を取り扱う通常裁判所は、必要な場合は鑑定等に対応している。各国の裁判制度は、それぞれの法体系や歴史、文化風土等の下に形成されるものであり、上記のような諸外国の制度と比べても、知的財産高等裁判所がわが国の法体系等に根ざしたユニークな性格を有することが明らかであろう。

3 組織作りと制度運営の在り方

東京高裁知財部では、従来から、3か部時代ないし4か部時代を通じ、各部とも同様の知財事件のみを取り扱い、裁判所調査官とい

